

2024.3.21

堂込まきこ組織内参議院議員、財政金融委員会で質疑 !!

## 継続的な賃上げを実現させるための 提案を行いました！



<https://dougomi.jp/activity/%e8%b2%a1%e6%94%bf%e9%87%91%e8%9e%8d%e5%a7%94%e5%93%a1%e4%bc%9a-%e8%b3%aa%e7%96%91-13/>

堂込まきこ組織内参議院議員、発言抜粋

### 「賃上げについて」



- 賃上げ促進税制改正では「賃上げに対する基本控除率」については据置き、もしくは要件の引上げによる実質的な縮小となっていますが、「物価上昇を上回る継続的な賃上げ」を実現させるためには、賃上げに対する基本控除率も拡充すべきであると提案しました。
- 賃上げ促進税制では、賃上げの判定基準となる給与等支給額に「賞与」や「残業手当」が含まれています。「賞与」は業績による一時的なものであるため、継続的な賃上げにつながらない恐れがあります。また、残業手当については、前年よりも残業時間が増加しただけの企業も賃上げ促進税制優遇を受けられることとなりますが、残業の増加は改善すべき課題であるにも関わらず、税制上のインセンティブが付与されることとなり、望ましいことではありません。以上を踏まえて、継続的な賃上げを後押ししていくためには、「基本給」に着目すべきであって、賃上げ促進税制の賃上げ判定基準から「賞与」と「残業手

---

当」を除外すべきだと訴えました。

- 中小企業向けの賃上げ促進税制の繰越控除の期限は5年とされていますが、期限内に黒字転換が出来なければ、税額控除を受けられないこととなります。赤字企業の賃上げを促すためのインセンティブとしては不十分であると訴えました。